

情報公開制度

令和2年度の行政情報公開制度および個人情報保護制度の利用状況をお知らせします。

◎行政情報公開制度

条例に基づく公開請求が146件あり、その内訳は右表のとおりです。

内容としては、公有財産の管理台帳、工事設計書、地番図など、市が行っている事務事業の幅広い分野について公開請求がありました。

一部公開については、住所・氏名などの個人を特定する情報や、公開することによって法人などの正当な利益を害すると認めるに足りる正当な理由があるもの(工事設計書の単価や印影など)を除いて公開しました。

非公開の理由は、該当する文書が存在していない(未作成、未実施など)ことによるものでした。非公開決定に対する不服申立は5件あり、南国市行政情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、5件に棄却の裁決を行いました。また、令和元年度から継続審査していた1件の非公開決定に対する不服申立について、同様に棄却の裁決を行いました。

◎個人情報保護制度

条例に基づく開示請求が9件あり、その内訳は右表のとおりです。

一部開示とした理由は、本人以外の第三者に関する情報が含まれていたことによるものです。

●行政情報公開条例の公開請求と処理状況

公開請求件数	処理状況
146件 内訳 市長部局 135件 市長部局外 11件	公開 42件
	一部公開 55件
	非公開 47件 (不存在47件)
	却下 1件 取下げ 1件

●個人情報保護条例の開示請求とその内容

開示請求などの件数	内容別件数	処理状況
9件 内訳 市長部局 9件 市長部局外 0件	開示請求 9件	開示 8件
		一部開示 1件
		不開示 0件
		却下 0件
		取下げ 0件
	訂正請求 0件	-
	利用停止請求 0件	-
	苦情・相談 0件	-

■問い合わせ/総務課総務係 ☎880-6551

令和3年度地籍調査にご協力をお願いします

地籍調査事業による一筆地調査を、亀岩、岡豊町笠ノ川、上末松、前浜(西組・中組・寺家・久保・東組・浜窪)の4地区で行います。

この調査は、土地の一筆ごとの所有者、地番、境界などを確認するもので、災害時の境界復元や境界トラブルの防止に役立ちます。関係者および地域の皆さまのご協力をお願いします。

■実施区域

▲亀岩の一部/字 屋根松、釣瓶の一部

※亀岩地区の調査区域は、変更する場合があります。

▲岡豊町笠ノ川の一部/字 山本の一部、大平の一部、西村の一部、船岩の一部、辻ヶ谷、比原の一部

▲上末松(全域)/字 横堀、五藤、土居、高村、松崎、猪野、池知、山崎、田村、川崎、西横堀、中屋、田中、八反地、荒神、末松、八幡、五反地、細川、西細川、天神、七反地、地蔵、寺町田、須藤、大川淵、橋本、倉ノ後、久保田、野田界、谷田、神母、三丁、井表、四方田、田島、樋詰、桑原、鷺井

▲前浜の一部(西組・中組・寺家・久保・東組・浜窪)

/字 漁場、浜窪、浜中、浜西、境目橋詰、中屋敷、窪屋敷、刈谷、新田江洲、末久

地籍調査の進め方



①所有者への説明会
調査に先立って、土地所有者への説明会を実施します。(7月～9月に開催予定ですが、状況により中止する場合があります。)



②一筆地調査
一筆ごとの土地について、土地所有者などの立ち会いにより、所有者、地番、境界などを確認します。



③地籍測量
一筆地調査で確認した境界杭などを基に測量します。

■問い合わせ/地籍調査課 ☎880-6579

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆年金相談の予約受付専用電話のお知らせ(日本年金機構)

日本年金機構では、年金の相談や手続きの際にお客様をお待たせしないため、全国の年金事務所での相談の予約を受け付けています。予約受付専用電話を開設していますので、ご利用ください。

予約受付専用番号	ゴ ヨヤク 0570-05-4890(ナビダイヤル)
受付時間	8:30～17:15 (土日祝日及び年末年始を除く)
予約相談の実施時間帯	(月曜日) 8:30～18:00 (火～金曜日) 8:30～16:00 (第2土曜日) 9:30～15:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

- ・予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。
- ・ご予約の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- ・当日の予約をご希望の場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

■問い合わせ/南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内に従って①→②と押すと、お客様相談室につながります。)

私たちがいま切実に感じている人間らしさへの脅威は、新型コロナウイルスによるものではないでしょうか? 感染するかもしれない、治療は難しく、悪化すれば命も危ない... という感染への恐れです。それに加え、私たち人間が、新型コロナウイルスへの感染を予防するためにしている行動そのものにも難しい面があります。マスク装着、社会的距離をとること、離れて住む親族や友人に会いに行ったり触れ合えないこと、感染拡大時には大勢で会食、送別会、旅行、飲み会なども行わないこと等々... 感染防止の意図は理解しているつもりですが、交流や楽しみを行えないことのつらさが、だんだんポテイローのように効いてきています。人と行きかうときにあまり顔を見なくなり、マスク越しなので見分けることが難しく、知人に出会っても、会話は相手や周りの人の感染リスクになりかねない... などの理由です。仕事もパソコンを使い事前作成の資料で行うこともあり、学生の反応を見ながら言い換えたりすることが難しくな

コロナウイルスと私たち

りました。コロナ禍の中で私達は対面接触や会話、挨拶がとんでも貴重なものであったことに気が付きました。仕事前後に言葉を交わし、近所で町内の方と挨拶を交わし... といった行動が懐かしく思われます。心の安らぎはこうした何気ない人と人とのつながりに支えられていたのかも知れません。経済・健康面の不安に加え、精神面でもつらい状況にある人が多くいる事と思われ、皆、不安を抱えつつ、コロナの嵐が落ち着くのを待っています。その不安を少しでも減らすことはできないものでしょうか? 言葉を交わすのではなく、距離をとりつつ意思疎通や感謝を表せる、そうした工夫や方法があれば... と考える今日この頃です。*このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

■問い合わせ
人権啓発広報委員会
☎880-6569

114 人権学習シリーズ